

工事関係提出書類一覧表

峡北地域広域水道企業団

	項目	様式	着工時	施工中	完成時	
					書類	電子媒体
契約関係	詳細は契約担当と協議すること。					
1 1)	工事着工届	第10号様式	1部			
	2)	現場代理人及び技術者通知書	第13号様式	1部		
	3)	工程表(計画)	第11号様式	1部		
2 1)	前金払いを選択した場合					
	① 前金払請求書(請求する場合)	第19号様式	1部			
	2)	部分払いを選択した場合				
	① 出来形検査請求書(請求する場合)	第20号様式		1部		
	② 部分払金請求書(請求する場合)	第21号様式		1部		
	③ 出来形内訳明細書(請求する場合)	-		1部		
	④ 出来形工事写真帳(請求する場合)	-		1部		
3 1)	工期延長願(変更契約)	第14号様式		1部		
4 1)	完成届	第15号様式			1部	
	2)	手直し完了届	第18号様式		1部	
	3)	工事目的物引渡届	第17号様式		1部	
	4)	請求書(前金払いを請求した場合は精算払請求書)	指定様式		1部	
工事関係	(工事関係書類として綴り、工事完成時にファイリングして各2部提出)					
施工体制1)	工事実績情報(CORINSの登録)の写し			1部		
	2)	建設業退職金共済制度 掛け金収納書・受け払い簿の写し		1部		
	3)	施工体制台帳の写し	施工承諾願	2部		
	4)	下請負届(再委託)体系図	第9号様式	2部		
施工状況5)	施工計画書	施工承諾願	2部 総合	2部 各工種		
	6)	週間・月間等実施工程表(返却分なし)	任意書式	2部		
	7)	設備機器メーカーリスト・使用材料(1部返却)	使用承認願	2部	2部 コピー可	
	8)	製作図・承諾図(1部返却)	施工承諾願	2部	2部 コピー可	
	9)	施工図(1部返却)	施工承諾願	2部	2部 コピー可	

10)	工程表（計画・予定・実施）	第11号様式 完成図書			2部	
11)	工事日誌	第2号様式 完成図書			2部	
12)	立会一覧表	第4号様式 完成図書			2部	
13)	段階確認・中間技術検査確認表	第5号様式 完成図書			2部	
14)	施工に関して試験を要するものの試験結果報告書	完成図書			2部	
15)	出来形管理図（土木工事のみ）	完成図書			2部	CD-R
16)	自主検査記録	完成図書		1部	2部	
17)	各種保証書	完成図書			2部	
18)	各種取扱説明書	完成図書			2部	
19)	建設系廃棄物マニフェスト関係	完成図書			2部	
20)	再生資源利用[足進]計画書(実施書)	完成図書			2部	CD-R
共通事項 21)	安全活動に関する記録	完成図書			2部	
共通事項 22)	工事打合簿(1部返却)	指定様式		2部	2部 コピー可	CD-R
23)	工事記録簿	完成図書		提示		
24)	工事写真	完成図書			2部	CD-R
その他 25)	火災保険等加入証書の写し	完成図書			2部	
26)	鍵・予備材料等の目録	完成図書			2部	
27)	その他監督員の指示するもの	完成図書			2部	
28)	竣工図	完成図書			2部	CD-R

注) 工事関係（着工時、施工中）で2部とあるものは承諾行為の必要なもので、1部は監督員用とし、1部は請負者への返却用である。
上記表のうち省略可能なものもあるため、「工事関係提出書類の注意事項」を併せて確認すること。

工事関係提出書類の注意事項

1 契約関係

1) 現場代理人及び技術者通知書

- (1) 現場代理人は、常駐配置とする。(契約書第10条)
- (2) 請負契約額が、建築一式工事で7,000万円以上、以外で3,500万円以上となる工事の主任技術者は専任とする。(契約書第10条)なお、雇用関係が3か月以上継続されていることを証明するために、被保険者証の写しを提出する。
- (3) 下請け契約の総額が、建築一式工事で6,000万円以上、以外で4,000万円以上となる工事の技術者は監理技術者とする。(契約書第10条)なお、技術者資格者証の写しを提出するとともに、雇用関係が3か月以上継続されていることを証明するために、被保険者証の写しを提出する。
- (4) 共同企業体の場合、監理技術者を配置した構成員以外の構成員についても、技術者を配置すること。(技術者とは、主任技術者又は監理技術者)(山梨県共同企業体取扱要綱)
- (5) 工事一式の中に専門工事(例えば建築工事における専門工事とは、電気設備工事、機械設備工事、土木工事など)が含まれている場合は、専門技術者を配置すること。(契約書第10条)

2) 現場代理人の常駐義務緩和の拡大及び技術者の兼務が可能な取扱いについて

- (1) 現場代理人の兼任にあたっては、次の「要件」、「条件」等に留意のこと。

① 現場代理人の兼任が可能な現場

現場代理人について、次の全ての要件を満たしている工事に限り、兼任を認めます。

- ・ 予定価格(税込)3,500万円未満の工事(建築一式工事は7,000万円未満)であること。
- ・ 現場代理人の兼任を認めないとされた工事でないこと。
- ・ 工事現場の相互間隔が直線距離で10km程度の近接した場所であること。
- ・ 兼任する工事の件数は3件までとする。

② 現場代理人を兼任する際の条件

現場代理人を兼任する現場においては、次の全ての事項を遵守してください。

- ・ 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
- ・ 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。
- ・ 現場代理人が工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理(安全ミーティング、KY活動等)、及び施工に関する責任者を配置し安全管理の徹底を図ること。
- ・ 現場代理人が工事現場を離れる際には、現場代理人は監督員と連絡が取れる体制を構築すること。

③ 技術者との兼務における注意事項

- ・ 同一工事における現場代理人と技術者(監理技術者、主任技術者)は兼務可能であるが、他の工事の現場代理人が監理技術者との兼務となっている場合は、両現場の現場代理人を兼任できない。
- ・ 工事における専任が必要な主任技術者と現場代理人が兼務している工事との兼任は、工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事若しくは施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、現場の相互の間隔が、10km程度の工事であれば現場代理人の兼務も可能。

④ その他

- ・ 現場代理人を兼任する工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備が原因による事故が発生した場合は、兼任の承認を取り消し、新たに現場代理人を配置させることとする。
- ・ 上記に記載がない事項については、監督員の指示に従うこと。

3) 請負代金額が3,500万円（建築一式である場合は、7,000万円）以上の主任技術者の兼任にあたっては、次の「要件」、「条件」等に留意のこと。

(1) 請負代金額が3,500万円（建築一式である場合は、7,000万円）以上の主任技術者の兼任が可能な現場

次の全ての要件を満たしている工事に限り、兼任を認めます。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事若しくは施工にあたり相互の調整を要する工事で、かつ、現場の相互の間隔が10km程度の工事。
- ② 発注機関が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）であること。
- ③ 兼任が可能となる件数は発注機関相互で3件までとする。
- ④ 専任の監理技術者との兼務でないこと。

(2) その他

- ① 主任技術者を兼任する工事現場において、施工管理の不備等が原因による事故が発生した場合は、兼任の承認を取り消し、新たに主任技術者を配置させることとする。
- ② 上記に記載がない事項については、監督員の指示に従うこと。

2 工事関係（一覧表に部数の記載があるが、必要に応じて監督員と協議すること。）

- 1) 工事関係書類として工事完成時に、契約番号が第400-0号については黒表紙金文字箔押製本、第300-0号についてはチューブファイルにてファイリングして提出する。
- 2) 工事関係提出書類一覧表の様式に施工承諾願、使用承認願いと記載があるものは、提出書類の表紙に使用し添付書類の記載を行い提出する。
- 3) 施工体制台帳の写し
公共工事において下請契約を締結する全ての場合に、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し工事現場に備え、その写しを発注者へ提出する。
また、施工体系図は工事現場の見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示する。